

パートナーシップ構築宣言

2023 年 6 月 27 日改訂

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、企業規模に関係なく「サプライヤーは共に成長していくパートナー」と捉え、信義・公正を尊重したうえで、能力・信用ある取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定並びにサステナビリティへの取り組みの助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○調達における様々な環境変化がもたらす影響に対して、取引先と公平な立場で相互協力し、医療に貢献する企業として医療現場に影響が出るような納期遅延、品質異常が発生しないよう、安定調達の確保に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

合理的な説明なしに原価低減要請は行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、下請代金支払遅延等防止法に則り契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

型取引の適正化に向けた型取引ルールに従い型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③ 手形などの支払条件

下請代金は適切な支払条件で支払います。下請代金を手形等で支払う場合は、双方にとってメリットのある電子記録債権等での支払い方法への移行に努めるとともに、支払サイトを将来的に60日以内とするよう段階的に対応を進めます。

④ 知的財産・ノウハウ

取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、極端な短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないようにし、また、事業再開時等には、できる限り従来取引関係の継続に配慮します。